

國學院大學學術情報リポジトリ

國學院大學百二十年小史

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2025-02-03 キーワード (Ja): 377.28, 国学院大学 キーワード (En): 作成者: 校史資料課 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001314

大正期篇

皇典講究所寄附行為の改正

大正期を迎えて皇典講究所が最初に行った施策は、明治三十一年十二月に規定された寄附行為の改正であった。これは施行した当時、財政が極めて逼迫していた時代であったが、その後当事者の献身的な努力によって漸く好転し、更に時運の推移と共に時代に合わない部分も生じて、これを改正する必要に迫られたからであった。

三年（一九一四）六月二十六日、協議員会を開催し、国学の講究と普及を図ることを目的とした改正案を上程した。主として、①わが国の典故文献の講究、②國學院大學の設置、③学階の授与、④国学に関する著作の印行等をその主要事業とし、資産は帝室の恩賜金、指定寄付金・土地とし、経費は基本財産から生じる収入、寄付金で支弁する、というものであった。協議員会はこれを可決し、同十二月二日に文部大臣の認可を得、同九日に変更事項の登記を行った。

皇典講究所の財政危機が去り、漸く小康を得た翌四年六月九日、石川岩吉幹事兼主事が皇子傳育官を拝命したため、新たに清水平一郎・副島知一両氏を皇典講究所幹事、國學院大學主事に任命し、石川前幹事に講究所協議員、國學院大學商議員を委嘱した。

振武館の開館

剣道は明治二十五年（一八九二）頃、学生の部活動として始まったが、体育の正科として剣道を課したのは大正三年の新入生からであった。このため剣道場を新たに建設することになった。建設資材は旧講堂の撤却材を利用し、規模は平屋建約六十余坪（一九八二五㎡）、建築費は千三百五十円であったが、この費用は石渡幸之輔氏（國學院一期）の寄付によるものであった。國學院大學は十一月十五

日の開館式において感謝状と記念品を贈呈して謝意を表した。

今般剣道場建築費、トシテ金壹千參百五十円御寄付相成御蔭ヲ以テ学生武育ノ拡張ヲ図ルコトヲ得将来多大ノ効果ヲ生ズベキ儀ト存候

此段感謝ニ堪ヘズ厚ク御礼申上候也

大正三年十一月十五日

皇典講究所長 正二位勲一等侯爵 鍋島直大

石渡幸之輔殿

貴下本臺武育ノ振興ヲ贊助シ振武館建築費トシテ金壹千參百五十円ヲ寄贈セラレタルハ感謝ニ堪ヘザル所ナリ本日開館式ヲ挙行スルニ際シ別紙目錄ノ紀念品ヲ贈呈シテ謝意ヲ表ス

大正三年十一月十五日

皇典講究所長 國學院大學学長 鍋島直大

石渡幸之輔殿

記念品は木盃三ツ組であつた。開館式に次いで第一回剣道大会を開催した。

剣道場は「振武館」と称し、杉浦重剛学監が揮毫した扁額を道場に掲げた。道場は十二年に本所・本大學が、渋谷現在地に全学移転した際、氷川神社側道路沿い（若木一号館付近）に再建し、扁額も新道場に掲げたが、昭和二十年の終戦直後、道場が復員学徒や家を失つた学生達の仮宿舍「破風寮」になり、更にGHQの指令により武道が禁止されたため、道場は荒れ、その間、扁額を紛失した。

二十八年に武道が復活し、道場も修理したが、扁額の無いまま平成四年（一九九二）に至り、剣道部創部百周年を迎えたのを記念して、戦前の写真をもとに復元し、同十二月五日、明治記念館で開催した記念式典で除幕し、翌日道場に掲げた。材質は梅檀木、これに道場名を彫り、文字部分を黒漆加工した。天地八十^{センチ}、左右百八十^{センチ}、重量五十^{キログラム}の堂々とした額である。

桑原芳樹の幹事長就任

大正元年に就任した山田新一郎幹事長が病気のため六年五月二日に辞任した。後任に檀原神宮と大神神社を兼務していた桑原芳樹宮司が兼職のまま同七月二日付で就任した。

桑原幹事長は明治十九年三月、皇典講究所変則師範学科全科を卒業し、山形県講究分所教授、皇典講究所書記、『古事類苑』編纂主任、浅間神社宮司、三嶋神社宮司、神宮禰宜、神宮司庁庶務・会計課長、神宮皇学館幹事兼務、神宮権宮司（三十三年、神宮司庁官制の改正で神宮少宮司）、神宮皇学館副館長等を歴任、また皇典講究所評議員・協議員等を兼ねていた。桑原宮司は宮司を務めた各神社の荒廃した神域の整備に尽し、中でも檀原神宮の神域拡張に成功した。そうした手腕を買われての抜擢であった。

これにより桑原幹事長は大学拡張に渾身の力を注ぐことになったが、翌七年一月十二日、副島知一幹事が辞任し、鶴岡八幡宮宮司に転出した。同八月二十七日には河野省三氏が大学主事・講究所幹事に、翌九月十九日には早川純三郎氏が幹事兼主事にそれぞれ就任して桑原幹事長を補佐することになった。

研究会の結成

皇典講究所を創設して三十年、國學院を開設して二十二年の歴史を閲して大正期を迎え

た頃、学内にも大学に相応しい学究的な雰囲気は漸く張り始めた。

三年五月、国文学会が「国語国文並に之に関する諸種事項を研究する」ことを目的に、学生・卒業生を中心に組織され、同八日、大学講堂で第一回研究懇話会を開催した。幹事長に三矢重松教授が就任して開会の辞を述べ、安藤英方氏が会の主旨を説明した。次いで折口信夫氏（用言の語源につきて）をはじめ四名が口答発表を行い、「春のうら、の隅田川……」の歌を作詞した武島又次郎（羽衣）・石川岩吉講師等の講演も行った。出席者は七十名を越え盛会であった。以後、例会を行い、毎会八十名前後が参加し盛況を呈した。

また本学卒業生の教育界への進出は草創期から著しいものがあり、三年に至り、在京院友中の教育関係者の間から教育懇話会を組織し、親睦と教育研究の推進を計ろう、という声が上がリ、会則を設けて会を発足させた。同会は①修身・歴史・国語漢文等の教授法、その他の研究、②生徒の管理訓練並に教育制度等の研究、③国民精神教育に関する諸調査、④会員の連絡親睦を計る会合等の事業を行うことを目的とした。本会は國學院大學教育研究会に発展し、研究雑誌「教育」を発行して中等教育に従事する者に多大の便益を与えた。

御大礼奉祝 明治四十五年（一九一二）七月三十日に踐祚された明宮嘉仁（はるのみや・よしひと）親

王は大正四年十一月十日に即位礼を、十四日に大嘗祭を行い、名実共に天皇の位につかれた。

それに先立ち全国神職代表者をして御大礼関係の講話を聴取し、また地方神職に講演をして一般に御大

礼の精神の普及を図ることの要請に基づき、御大礼の意義について広く世間に説き、大いに啓蒙に努めるために、御大礼講演会を三年三月八日から十六日にかけて開催した。聴講者は毎回優に二百名を超えて盛況であった。講師には和田英松「御即位礼大嘗祭の沿革」、佐伯有義「御大礼に関する儀式典礼」、関根正直「御大礼服飾調度」、松本愛重「皇室制度一般」、清水澄「皇位継承の大義」等十数名の講師陣が担当した。

一方、内務省は四年一月九日、即位礼と大嘗祭を行うに際して、各神社の祝意の表わし方について、鍋島所長宛に諮問した。①今秋行ハセラルヘキ御即位及大嘗祭ノ大典ニ就キ、神社及氏子等ニ於テ施設又ハ挙行シ可然事柄、②右ニ付、神社ニ関シ新ニ施行シ可然諸制度、殊ニ其ノ際行フヘキ祭式並ニ祝詞案、の二点で、二月中の回答を要望した。これを受けて本所は協議を重ね、かつて全国神職会において答申した諸項目を改めて答申した。その大綱は、①大嘗祭当日各神社ニ於テ行フ祭典ニハ、各地方官公吏其他重ナル者等ヲ参列セシメラレタキ事、②御即位ニ関シ、旧儀ニ因リ大奉幣大神宝ノ御儀アリタキ事、③御即位ノ当日、神社ニ於テ祭典ヲ執行スルノ規定ヲ発セラレタキ事、④官国幣社大嘗祭幣帛ハ、明治四年ノ例ニ准ヒ現品ヲ以テセラレタキ事、など九項目であった。

また地方からの御賜饌についての設備献立の問い合わせについては、十月になって各省庁、各府県知事宛に参考のために回答した。この他、各方面から寄せられた奉祝方法についての問い合わせに対し、家庭における奉祝、公共的奉祝について「御大礼奉祝方案」と題した案内書を印刷して頒布した。

十一月六日、京都御所での即位礼及び大嘗祭のために陛下御西下の日、職員学生生徒一同は、午前三時

に校庭に参集し、皇居馬場先門内の指定の場所において奉送申し上げ、同十日午後二時には校庭を祓除して、伊勢神宮遥拝を行い、式場に移り御真影を拝し、次いで学長に代つて山田幹事長が式辞を述べ、定刻三時半には、一同起立して聖寿の万歳を三唱した。そして清水幹事は鍋島学長が奉呈した「寿詞」を朗読した。

大嘗祭の行われた十四日には、氏神の築土神社（千代田区九段北一―一四―二二）に一同で参拝し、大学に戻り、白酒・黒酒、スルメ、昆布と祝餅を配つて解散した。この間の十日から十七日にかけて休業し、祝意を表した。

立太子礼祝賀式と講演会

五年十一月三日、迪宮裕仁（みちのみや・ひろひと）親王の立太子礼が行われた。この盛儀に際し、本大学は祝賀式を挙行し、三殿遥拝に続いて御真影を順次拝し、山田幹事長が教育勅語を奉読し、九時半を待つて幹事長の音頭で両陛下並びに皇太子の万歳を三唱して式を終えた。次いで本所・本大学が奉呈した賀表と賀箋を朗読して披露し、出席者全員に祝酒と記念餅を頒つた。

前日の二日午後一時から記念講演会を開催し、清浦奎吾（敬神崇祖に就いて）、添田寿一（日本唯一の長所）、白鳥庫吉（国体と儒教）の三氏、同二十五日の第二回記念講演会では市村瓚次郎（国体と忠孝）、金子堅太郎（五箇条御誓文の由来）の二氏が講じ、両会とも盛会裏に終了した。

神職養成部の改革

皇典講究所は神職養成事業の責務を担い、明治四十二年に神職養成部を開設し、六

月十五日を以つて授業を開始した。爾來十數年を閲し、その間にわが国は第一次世界大戰を経験し、世の中は時々刻々と變化し、國家を憂うべき風潮も生じて、神社界の任務も倍加して來た。本所はこうした世情に対応するために神職の素質を向上せしめる必要を痛感し、教習科の修業年限を二か年に延長してその充實を図ることにして、六年八月五日、内務省に対し神職養成の下付金を出願した。

この改正は、養成課程を甲乙丙の三種に分け、甲種は中学校卒業生を対象資格とし、これに三年制を以つて奏任神職とし、乙種は中学三年修了者に対し二年間の養成、丙種は現任神職に十週間の講習を為すとするもので、これらは神職養成に大改革を目指したのであつた。

しかし内務省は本所が主張する神職の資質向上の必要性は理解を示したものの、財政が逼迫していると理由で、七・八年度の下付金は僅かに一万五千九百七十円に過ぎず、このため改革案を大幅に修正することとなり、甲種を削除し、乙種のみ的改革となつたのである。この結果、受講者を厳選すると共に、学科課程の内容を著しく高度化して判任神職の素質を充實することを主にして、教習科の修業年限を十か月から二年に延長し、本科の学科課程には漢文と体操を加え、一般志願者の他に地方庁推薦の生徒の入学も許可した。講習科は現任神職に限定し、受講者の地方庁推薦制を条文化した。祭式講習科は変更しなかつた。

八年には前年に規定した神職養成部規則の拡充を図り、教習科に甲種を加えて乙種と二種にし、甲種は修業年限を一か年、乙種は従来通り二年とした。甲種の入学資格は中学校卒業及びそれと同程度と認定された者、乙種は中学三年修了者及びそれに相当する者とした。乙種の二年次の課程と甲種の課程は同一と

した。また乙種生は四月、甲種生は九月授業開始だったものを、十一年度から両種とも四月期からの開講に改めた。

拡張事業実施への布石

わが国は三年八月、対独戦線布告を以って第一次世界大戦に参戦したが、六年にはロシア革命が起こり、ソビエト政権が樹立すると、翌七年八月、シベリア出兵を宣言した。同十一月、第一次世界大戦が終結し、翌八年六月二十八日にベルサイユ条約が調印された。ロシア革命の報はわが国の各界に影響を及ぼし、各地に普選運動や社会主義運動、労働争議、学生運動、小作争議等を誘発して社会不安を一層増幅させた。現状を憂いた有識者の多くは、堅実な国民思想を涵養して国家を護持し、民族の栄光を輝かせることが大切であると切望した。本大学にとっても、建学の精神の顕揚と發揮とが愈々要望されたのであった。

そこで桑原幹事長は七年四月四日、同十五日に予定の臨時協議員会を前に、全協議員に対して「本所副総裁久敷欠員之处、現所長鍋島侯爵勤功有之候間、侯爵を副総裁に本所賛襄土方（久元）伯爵を同所長及國學院大學長に推薦相成候様希望罷在候、…事業發展上此儀必要と相認候間御同意被成下度云々」といった内容の書簡を送り、委任状を以って賛同を求めた。この結果、十五日の臨時協議員会で、鍋島侯の副総裁、土方伯の所長・学長就任が決議され、ここに拡張事業実施への布石が打たれた。

土方伯は佐佐木高行侯と同じ土佐藩士で、維新に功勞があり、新政府において内務少輔、宮内少輔、内閣書記官長、宮内顧問官を歴任し、第一次伊藤内閣の農商務大臣を、更に宮内大臣を務めた重鎮で、帝室

臨時編修局總裁の任にあつた。

總裁の令旨 竹田宮恒久王總裁は七年五月二十七日の本所評議員会に臨まれ、次の令旨を發せられた。

國家ノ隆昌ハ道義精神ノ發揮ニアリ、方今人文日ニ盛ナリト雖、專ラ物質ニ偏シ、人心ノ變遷洵ニ驚クヘキモノアリ、顧ルニ皇典講究所・國學院ノ設立茲ニ年アリ、斯道ニ貢獻スル所亦尠シトセス、而モ之ヲ時勢ニ鑑ルニ、其施設未タ全カラサルモノアルカ如シ、恒久深ク之レヲ慨ス、惟フニ世界戦亂ノ余、民心ニ影響スル所、更ニ又甚シキモノアラムトス、此時ニ当リテ本所及本大學ハ、宜シク創設ノ趣旨ニ則リ、奮テ國體ノ本義ヲ明カニシ、道義ノ精神ヲ徹底セシメ、益教育ノ規模ヲ擴張シ、以テ國家ノ柱石タルヘキ有為ノ材幹ヲ養成シ、斯道ノ為ニ大成ヲ期セサルヘカラス、本所本大學ノ職員及協賛ノ諸員、此際一層力ヲ茲ニ致サムコトヲ望ム、

大正七年五月二十七日

皇典講究所總裁 大勲位 恒久王

總裁は、本所・本大學の使命の重大なることを仰せられ、本所・本大學の規模を擴張し、道義立國の基礎を固くし、國家の柱石たるべき有為な人材の育成を明示された。土方所長をはじめ本所・本大學関係者は、直ちにその旨を奉じて擴張計画を企てることになった。

擴張計画を立案

土方所長は七月四日、擴張委員會を設け、その規定を定めた。即ち、委員會は本所・本大學の教育の改善擴張に関する件を調査審議することとし、委員には本所顧問・協議員・本大學商議員・

本所・本大学出身者及び本大学の教育に關係する碩学大家の中から推薦により三十名以内を囑託し、委員長一名、常務委員五名以内を置く、といった内容であつた。

総裁宮は七月二十日、次の拡張委員二十五名を囑託された。

市村瓊次郎・今泉定介・今井清彦・石川岩吉・上田万年・上杉慎吉・江木千之・寛克彦・久保惠郷・桑原芳樹・小松原英太郎・近藤久敬・佐伯有義・清水澄・清水平一郎・杉浦重剛・高山昇・立花照夫・芳賀矢一・服部宇之吉・三上參次・三矢重松・宮西惟助・井上哲次郎・岡部讓

この中から委員長には小松原英太郎、常務委員には今泉・上田・三上・三矢・宮西の五氏を選び、後日、山田新一郎・湯本武比古・青戸波江の三氏も委員に委嘱した。

第一回拡張委員会は七月三十一日に開催し、①國學院大學教育改善ノ方法如何、②國學院大學法科併設ノ件、③皇典講究所神職養成部改善ノ方法如何、④学階試験規則改正ノ件、⑤基金募集ノ件、の五項目について協議した。第二回委員会（九月十九日）では意見の一致が見られなかつたために、委員長は江木千之・井上哲次郎・清水澄の三氏を主査委員に指名し、これに委員長と常務委員を加えて小委員会を組織して拡張計画案を企てることにした。

その第一回小委員会を十月十四日に開き、第一期拡張事業として、①予科の年限延長、②専任教員の増員及び待遇、③研究科の改良拡張、④道義科の設置、⑤典故文献の講究、⑥圖書の蒐集及び書庫の建設、⑦道義宣揚の講演会、の七項目を、第二期として、①国法科の設置、②文庫の完成の二項目をそれぞれ上げた。他の経営事業として、大学宿舍、付属中学校、女子大学、付属高等女学校の設置等を議案として提

出した。だが予科の年限延長は諸種の事情から、女子大学、付属高等女学校の設置案は、本所・本大学の設立の意義から火急に必要なとして削除された。第二回小委員会（同二十一日）でこの計画案を大体諒承し、第三回小委員会（十月二十八日）で決定した。

この結果、第一期拡張事業として、①道義科の設置、②典故文献の講究、③研究科改良拡張、④専任教員の増員、⑤図書蒐集と文庫閲覧室の建設、⑥講演、第二期として①国法科の設置の七案であった。中でも「道義科の設置」案は、本大学設立の主旨とする国体の講明、国民道徳を研修する場であり、殊に堅実な思想家を養成する施設でもあった。

国法科の設置案

國學院は国史・国文・国法を攷究する学校として誕生しながら、国法科の開設を見ずに来た。国法科は山田顯義所長の悲願でもあった。当時の一般世相は、法律万能主義の風潮が漂い、動もすれば道義を軽視する傾向にあった。大学や専門学校においても法律の講義は、イギリスやドイツ、フランス等の学問を主に行われ、日本の法律の研究・教育は蔑ろにされて来た。委員の一人であった法学博士清水澄氏は、そうした弊風を嘆き、「わが国にはわが国の法律、国法の学があつてしかるべきである」と提唱され、「本大学において国法科を設けることは尤も妥当である」として、次の理由書を提出した。

國學院大學ニ国法科ヲ設置スルノ殊ニ必要ナル理由

立憲政法ノ下ニ於テハ、国民ノ權利ヲ憲法ニ於テ保障シ、法律ニ依ルニアラザレバ之ヲ侵スコトヲ得ザルモノナリ、尚又立憲政治國ニ於テハ、国民ノ重要ナル義務モ、法律ヲ以テスルニアラザレバ之ヲ課ス

ルコトヲ得ザルモノナリ、故ニ立憲國ノ國民ハ、法律保護ノ下ニ生存スルモノニシテ、有司ノ專制の行政処分ヲ受クルコトナシ、是レ即チ立憲國ヲ法治國ト名ヅクル所以ナリ、然レバ立憲政治ヲ行フ以上ハ、法律ノ數量條項ノ多キコト、已ムヲ得ザルモノニシテ、素ヨリ法三章ヲ以テ人民ヲ約シ得ルモノニアラズ、從テ官吏・公吏並ニ弁護士ノ如キ法律事務ニ従事スル者ハ勿論、其ノ他農業商業工業ニ従事スル者ト雖モ、法律ヲ知得スルノ必要アリ、然ルニ法律ヲ曲解シテ他人ヲ欺キ、或ハ法律ヲ潜リテ自己ノ利ヲ計ル等ノ弊ヲ生ズルヲ以テ、法律學ヲ教フルハ所謂三百の公事師ヲ養成スルモノナルガ如ク誤解スルモノナキニアラズ、然レドモ其ノ弊源ハ、法律學ヲ教フルガ為ニアラズシテ、法律學ヲ教フルコト、其ノ宜シキヲ得ザルニアルナリ、元來、法律モ道德モ、共ニ其ノ目的ハ人民ノ社會的生活ヲ全ウスルニアリテ、道德ノ中、公ノ權力ヲ以テ強制スルノ必要アルモノヲ法律ニテ定メタルナリ、故ニ法律ノ背後ニ道德アリテ、法律ノ明文ナキ場合ハ、道德ノ原則ニ從ヒテ人民ハ行動セザルベカラザルナリ、然ルニ法律ガ多ク制定セラル、ニ從ヒテ漸次道德ハ疎外セラレ、法律違反者トナラザレバ如何ナルコトヲ為シテモ妨ナシト考フル人漸ク多キニ至レリ、例ヘバ金ヲ借りテ、債務者ガ時効ニ罹リタル後ハ、道德上ニ於テモ返済スルノ義務ナシト考フルモノヲ生ズルガ如シ、是レ亦前ニ述ベタル如ク、法律ヲ曲解シ、或ハ法律ヲ潜ルモノヲ生ズル所以ナリ、故ニ法律學ヲ教フルニハ、道德ノ觀念ヲ併セ涵養スルコトニ留意セザルベカラザルニ拘ハラズ、今日世上ノ法律大學、若クハ、法律專門學校ヲ見ルニ、皆法律ノ学科ノミヲ教フルコトニ急ニシテ、道德ニ関スル科目ヲ設クルコトナシ、是レ一ハ文官高等試験、若クハ判檢事・弁護士試験、或ハ外交官・領事官試験ヲ受クルノ準備教育ニ重キヲ置クガ為ナルト、一ハ法律万能主義

行ハレテ道德ノ輕視セラル、ニ至リタルガ為ナルコト疑ナシ、然レバ今日ノ急務トシテハ、一方ニ法律上ノ教育ニ必要ナル科目ヲ置クト共ニ、他ノ一方ニハ道義ニ関スル科目ヲ併置スルノ学校ヲ設クルノ必要アリ、幸ニ國學院大學ノ如キ、道義・国史・国文・典故等ノ教育ニ力ヲ注グ所ノ学校ニ於テ、法律科ヲ設クルハ極メテ当ヲ得タルコトナレバ、予ハ其ノ一日モ速ニ実行ノ運ニ至ランコトヲ切望シテ已マザルナリ、

この意見は山田所長の構想から見ても、この頃の情勢から見ても、極めて至当のことであつた。拡張事業を積極的に進めていた七年十一月初め、土方所長・学長が感冒に罹り、同四日に急逝した。享年八十六。このため桑原専務理事が所長・学長事務取扱になり、拡張事業を継承した。

皇典講究所規則を再度改正

拡張事業が漸次進捗するに従い、去る七年六月に改正したばかりの皇典講究所規則を再度改正することになった。前回の改正では、従来、所長が学長を兼務することになっていたのを、必要により専任学長を置くことが出来る様にしたが、同十一月二十五日の協議員会で所長と学長を分離すると共に、付則の条文改正も行い、理事十名、監事二名を置き、理事と監事は協議員によつて選定し、所長・学長・専務理事は理事の中から互選することに決め、十二月十九日に主務大臣の認可を得た。

この新規則に基づき最初の役員には、理事に小松原英太郎（第二次桂内閣文部大臣）・江木千之（各県知事歴任、貴族院議員）・上田万年・三上参次・芳賀矢一・桑原芳樹・今泉定介・早川千吉郎（三井銀行常務取締役）・久保恵鄰・宮西惟助、監事に中隈敬蔵（會計検査院長）・鈴木馬左也（住友銀行取締役）の諸

氏を選任した。次いで十二月二十二日の臨時理事会で所長に小松原英太郎、学長に芳賀矢一、専務理事に桑原芳樹の各氏を選出した。

小松原所長と芳賀学長の就任式を八年一月十二日に行い、陣容を整えた。芳賀学長は、福井藩士であり、橘曙覧・平田鉄胤門下で歌人・国学者・神職の芳賀真咲の長男で、明治二十五年に東京帝国大学文科大学国文科を経て大学院に進み小中村清矩の指導を受け、三十一年に助教、翌年から三年間、文学史攷究法研究のためドイツに留学、フィロロギーの理論と方法を学び、帰国後、新たに日本の近世国学を日本文献学として再認識し、近代的学問としての国文学を、その発展として根柢づけようとした。一方で国語政策に努め、国定教科書、中等教科書の編纂、小学唱歌の作詞等を行って国民精神の振興に努め、他方、本大学においては本所拡張委員であつた。

また杉浦学監は、今回の規則改正で学監制度を廃止したため、学監を辞任し、改めて本所顧問を委嘱された。杉浦顧問は佐佐木高行所長に請われて明治三十年九月一日学監に就任、爾来二十二年間、学生の訓育、殊に国民精神の涵養に努めた。辞任の年、東宮御所に招聘されて皇太子殿下に倫理学を御進講する重職を負われた。しかし本所顧問としてなお学生生徒の徳育薫化に尽した。杉浦顧問の高弟石川岩吉氏は後に高松宮別当、東宮傳育官として皇室と深く関わることになるが、これは杉浦顧問の推挙によるものといわれる。

八年五月には拡張計画における学問の充実を期すために、新協議員に上田万年・小林林之助・河野省三・清水平一郎・芳賀矢一・早川純三郎・三上参次・三矢重松の八氏を補充した。

また五月十七日に久保恵鄰理事が病没したため、翌九年十二月三日の理事会で理事の補充を決め、実業界の重鎮和田豊治氏を選定、岡田良平氏（元文部大臣）を顧問に委嘱した。これに伴い桑原専務理事は翌十年二月二十五日に和田氏を訪ねて理事就任を懇請し、快諾を得た。

拡張計画を発表 先に竹田総裁宮の令旨を奉じて、組織を大幅に改め、拡張計画案を検討し、近い将来に国法科を開設するなど、成案を得たため、これを世間に公表し、広く協賛を仰ぐため、七年十二月、鍋島副総裁・小松原所長・芳賀学長の連名を以って「皇典講究所國學院大學拡張趣意書」と拡張計画を発表した。

募集基金は総額百八十万円、当時としては大変な金額であった。拡張計画は二期に分け、第一期分の割当金額は百三十万六千八百六十七円で、その内基本金が百二十四万九千八百六十七円、建築及び設備費が五万七千円。事業は「大学の設置」（予科、学部、研究科）の部が①道義科の設置、②研究科の改良拡張、③専任教員増置、④図書蒐集・文庫建設、他に「典故文献の講究」「講演」であった。第二期分の割当金額は四十四万七千二百六十七円で、基本金が四十万四千二百六十七円、建築及び設備費が四万三千円、事業は国法科の設置であった。この他予備金として四万五千八百六十六円を計上した。

八年に入り拡張計画の本格化に伴い新たに商議員の補充を行い、三月に塚本清治（内務省神社局長）、六月に松浦鎮治郎（文部省専門学務局長）・赤司鷹一郎（同普通学務局長）の三氏を委嘱した。

また七月十一日には拡張計画に基づき学則を変更して、大学部に道義科を置き、国史・国文と合せて三

学科となし、予科の修業年限を半年延長して一年半とした。しかし予科の延長は、七年十二月六日に公布された「大学令」による大学への移行決議を後日行つたことにより、実施しなかつた。

九月には校名に冠していた「私立」の二字を削除して「國學院大學」と称することにした。これは一般の風潮に倣つたものであつたが、その背景にはやはり「大学令」を念頭に置いて執られた措置であつたと思われる。

皇室の御殊遇

皇典講究所は草創期以来、二度に亘り皇室から御下賜金の御沙汰を賜つたが、この度の拡張事業に際しても皇室の御賛助を奉請することになり、七年十一月二十八日付で請願書「特別御下賜ノ儀ニ付願」を宮内大臣波多野敬直子爵に提出した。この情願は上聞に達し八年一月二十二日に聴許され、当日、小松原所長が宮内省に出向き、御沙汰書を拝受した。

御沙汰書

皇典講究所

今般其所並國學院大學規模拡張ノ趣被聞食 思召ヲ以テ第一期分大正八年以降十ヶ年間年々金壹万円宛御補助トシテ下賜候事

大正八年一月二十二日

宮内省

翌二十三日、小松原所長は教職員・学生・生徒を講堂に集めて拝受式を行つた。

小松原所長は高松宮をはじめ各宮家に対して、皇典講究所創立の趣旨と三十有余年間に亘る事業内容に

ついで陳述し、事業拡張に当り御寄付を懇請した。十一月三日に至り、高松宮・伏見宮・閑院宮・東伏見宮・華頂宮・山階宮・賀陽宮・久邇宮・梨本宮・朝香宮・東久邇宮・北白川宮、同十一日には李王家から、合せて千五百円の拝受の栄に浴した。

竹田宮総裁の薨去

竹田総裁宮は明治四十一年五月三十日に御就任以来、しばしば令旨を頂戴して本所・本大学の発展を指導され、更に本大学の拡張計画も漸く軌道に乗った八年四月二十三日、風邪がもとで体調を崩されて薨去された。三十八歳の御壮齡であつた。国家のためにも、本大学のためにも遺憾の極みであつた。翌日、芳賀学長は学生生徒に哀悼の講話を行い、授業を休止して弔意を表わし、所長・学長等が参殿して弔問した。三十日の御葬送には教職員・学生生徒が校門外に整列をして御靈柩を奉送した。鍋島副総裁は御葬祭に参列し、御柩前で奉悼文を捧読した。

五月十八日、竹田宮家から総裁宮の御遺品として、大正四年の即位の大典に着用された装束を頂戴した。それらは現在、神道資料館に保管し、総裁宮を御追慕申し上げる資料として公開している。越えて五月二十二日、講堂で追悼祭を執り行い、御遺徳をお偲び申し上げた。

北白川宮の総裁就任

本大学の拡張計画も漸く軌道に乗り、飛躍的發展を遂げようとした時、若き総裁宮を失ったことは痛恨の極みであつた。事業を円滑に推進するためには、一日も早く後任の総裁宮を推戴する必要があり、五月十二日の理事会は竹田宮の弟君である北白川宮成久王殿下を奉戴することを決め、

六月七日、御就任を懇請し、六月二十日に聴許された。

総裁宮の奉戴式は七月十二日、本大学の講堂で行い、令旨を拝受した。

皇典講究所ハ多年国体ノ講明ト国民思想ノ善導トニ力ヲ致シ國學院大學ヲ経営シテ幾多ノ人材ヲ養成シ本邦文化ノ進歩ニ寄与スル所鮮カナラス成久本所総裁ノ職ニ推サレタルハ深ク欣ビトスル所ナリ今ヤ世界ノ大戦其ノ局ヲ結フニ方リ益堅実ナル国民精神ヲ涵養シテ我國運ノ発展ヲ図ラサルヘカラス成久前総裁ノ遺志ヲ紹キ職員及有志ノ協翼ニ倚リ、本所並ニ本大学ノ事業ヲ完成シテ邦家ノタメ貢獻スル所アランコトヲ庶幾フ職員及協賛ノ諸員克クス意ヲ諒セヨ

大正八年七月十二日

皇典講究所総裁大勲位 成久王

総裁に御就任された北白川宮成久王は故竹田宮恒久王と共に佐佐木高行侯が御養育された。北白川宮能久親王は、「佐佐木侯こそは人格高く、民常厳正質素にて、用意周到なる男なれば、王子達を養育せしむるに適任者」と判断され、自ら佐佐木侯宅を訪ねて養育を委託されたといわれる。

北白川総裁宮は御着任早々顧問に伯爵徳川達孝、子爵岡部長職・平山成信・水野鍊太郎（法学博士）の諸氏を委嘱した。

調査部の設置

八年十月、本大学の拡張計画に伴い、創立以来の目的の一つであり、多年本大学が努力して来た典故文献の研究を一層充実させるために、典故文献調査委員会を設け、小林秀雄・植木直一郎教授に委員を委嘱し、翌九年八月には河野省三教授を同調査主任に委嘱し、九年十二月には、「第一条 調査

部ハ、道義・国史・国文・国法ニ関スル調査講究ヲ行フ」等五条からなる調査部規程を定め、十二月二十四日、芳賀学長を委員長、河野教授を幹事に委嘱し、十年二月には新委員に三矢重松教授を嘱託した。

八年三月十六日に開催した協議員会は、この典故文献の調査研究と共に現代思想の調査にも深甚なる注意を払い、思想善導について考究するため、現代思想調査会の設置を決議し、四月から研究方法・研究主題に沿って業務に着手した。それは数年来の雑誌等に掲載された「デモクラシー」関係論文等を蒐集して、デモクラシーと日本の国体との関係、及び民本と民主との区別、普通選挙とわが国体との関係、敬神崇祖の精神を徹底する方法、西洋人の正義人道の内容、デモクラシーを主張する論文の内容、外国におけるデモクラシーの思潮とその実際上の社会現象等を明らかにし、同年十月には「思想問題研究」を発行して本所・本大学の関係者に頒布したが、この調査会は、第一次世界大戦後、澎湃として起こったデモクラシーの思想と当時の社会問題について正しい認識と注意を喚起することを目的としたものであった。

講習会・講演会の開催

明治三十二年に始まりながら、大正期に入って中断していた「夏季講習会」を八年八月七日から再開した。期間は一週間、時間は午前八時から十二時までとし、再開初年の講習会の講師・講義題目・開講時間は、芳賀矢一（学長）「国語と国民性」（七時間）、滝精一（東京大学助教授）「日本絵画論」（六時間）、田辺尚雄（雅楽練習所講師）「日本音楽史」（八時間）、大須賀乙字（音楽学校教授）「俳諧の変遷」（七時間）であった。

書道講習会は明治四十二年に開設して斯道の復興を図って来たが、大正期に入って講師陣を充実させた

こともあって、活発になり、修了者には修了証書を授与する様にした。講師には山田倉太郎・岡山高蔭・金田菊三郎・黒不安雄・尾上柴舟の諸氏を委嘱した。

こうした講習会と並んで、大戦後の動揺した思潮の善導と国民の自覚を促すために、東京及び地方においても講演会を開催し、ひいては本所・本大学創設の精神を広く社会に知らしめることにした。第一回は「帝国憲法」発布三十年の記念講演として八年二月七日に大阪市中の島公会堂で開催した。講師と演題は、黒板勝美（文学博士）「日本国民の自覚」、三上参次（同）「我が国体と所謂民本主義」、井上哲次郎（同）「世界の趨勢と我が国体」であった。聴集者は五千名を超えるほどの盛況であったといわれる。その後も東京や広島・新潟・神戸・岡山、そして再度大阪で順次開催した。

大学令の公布

七年十二月六日、大学令（勅令第三八八号）が公布され、翌八年四月一日付で施行された。これは第一次世界大戦後の思想界の昏迷と急激に発達した文明の変化とに対応するための教育関係諸制度改革の一環であった。公布された大学令の主要部分は、

第一条

大学ハ国家ニ須要ナル學術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攷究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス

第二条

大学ニハ数個ノ学部ヲ置クヲ常例トス 但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ単ニ一個ノ学部ヲ置クモノヲ以テ一大学ト為スコトヲ得

学部ハ法学・医学・工学・文学・理学・農学・経済学及商学ノ各部トス

特別ノ必要アル場合ニ於テ実質及規模一学部ヲ構成スルニ適スルトキハ前項ノ学部ヲ分含シテ学部ヲ設クルコトヲ得

第三条 学部ニハ研究科ヲ置クヘシ

数個ノ学部ヲ置キタル大学ニ於テハ研究科間ノ連絡協調ヲ期スル為之ヲ総合シテ大学院ヲ設クルコトヲ得

第四条・第五条（帝国大学、公立大学關係は省略）

第六条 私立大学ハ財団法人タルコトヲ要ス 但シ特別ノ必要ニ因リ学校經營ノミヲ目的トスル財団法人カ其ノ事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七条 前条ノ財団法人ハ大学ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金及少クトモ大学ヲ維持スルニ足ルヘキ収入ヲ生スル基本財産ヲ有スルコトヲ要ス

基本財産中前項ニ該当スルモノハ現金又ハ国債証券其ノ他文部大臣ノ定ムル有価証券トシ之ヲ供託スヘシ

であり、以下二十一条、付則二項まであり、第一条は大学の目的を明らかにし、第六条では大学令による私立大学の設立を認め、第七条では私立大学を經營する財団の財政的基礎の鞏固なことを要諦した。

この法令の公布により、私立大学の多くは大学令による大学の設立に向けてその準備に着手したが、本大学の場合、竹田総裁宮の令旨を体して事業拡張に取組んでいた最中の法令の公布となったため、教職員や学生生徒、卒業生の間から大学昇格を切望する声が湧き起こった。

翌八年六月九日、在京の卒業生は緊急院友總會を本大学で開催し、大学側から桑原専務理事が出席して事業計画及び経過について説明し、討議の結果、本所に対して母校を大学令による大学を本体とする大学となすことを建議し、座長の指名により斎藤惇・小林秀雄・武井茂・沢田章・宮川宗徳の五氏を委員に定め、建議文の作成実行等を委任した。

建議書は「専門学校令ニ拠レル母校ノ現制ヲ改メテ大学令ニ拠レル大学ヲ本体トセル大学ヲ設置スルハ目下ノ急務ナリト信ズルヲ以テ皇典講究所ハ速ニ之ガ実現ヲ期セラレンコトヲ望ム、右在京院友一同ノ決議ヲ以テ之ヲ建議ス」とした。その理由は、

- 一、新に大学令を發布せられたる現下の情勢に鑑み、母校を名実共に備はれる大学となし、以て国体主義に基く最高私学の權威を確保し、母校設立の趣旨を益々發揮するは当然の措置なり、
- 二、母校設立の趣旨を益々發揮して堅実なる国家的精神を大に振興せんには、有為の材幹を養成し、將來国家社会の先覚者を以て任じ或ハ思想學術の指導者たらしむる覚悟なかるべからず、而して其が実効を挙げんことを期するには、国家最高の教育機関たる大学の制度を措きて他に之を求むる途なし、
- 三、我國現時の社会に於て単に実力主義を以て立つことの困難なるは言ふまでもなく、国家の定むる或る特点が大学卒業生に対してのみ認めらるゝ一事によりて明なり、形式主義、階級主義の打破は前途尚ほ遠し、故に実力養成と同時に又形式を具備し、以て社会的地位を得るに努むるハ最も必要なり、
- 四、母校を現制度の俤に施設し如何に内容の改善充實を図るとも名実之に伴はざらむか優秀なる学生を収容せんなどは殆ど望むべからざるのみならず、又吾等院友の蒙る影響も少からざるべしと思惟す、

随つて母校の主義目的を貫徹すること能はざるに至らむことを恐る、是れ我が教育界一般の趨勢を達観して深く考慮せざるべからず、

五、母校今回の事業拡張計画は頗る大規模なり、之に要する予定金額百八十万円は裕に大学設置を完成するに足るが如し、殊にこの莫大の金額を悉く有志の寄付に仰がんとするに方りては、単に拡張を標榜すると大学設置を標榜するとは自から其の意義の異なるものあるべく、随つて其の奏功に難易の差あることを予測せざるべからず、

というものであつた。次いで斎藤惇・小林秀雄・武井茂・沢田章・宮川宗徳の五委員は、卒業生諸氏に対して尽力斡旋を請うと共に、同二十日、決議書を理事会に提出した。これが昇格運動の最初であり、本大学関係者の熱望を代表するものであつた。決議書は三十日の理事会に上程された。

実現に向けて決議

臨時院友総会の決議書を受理したものの、単科大学設立の必須条件である①文部省への供託金五十万円、②専任教員の増員、③図書の充実、④施設設備の整備、といった諸問題があり、これを解決するための方策を立てなければならず、前途多難であつた。小松原所長は、軽々に単科大学を設立すべきでなく、寧ろ完備した専門学校にすべきであると主張した。それは多額の供託金募集見込みを憂慮されてのことであつた。

しかし理事者の多くは、折角拡張計画を遂行するからには、大学昇格が最善であるとして、九月十一日に開催した理事会では、拡張の具体策や基本金募集の方策と、大学令大学昇格に関する調査について協議

し、次の方策を決議した。①常務理事二名を置くこと、理事中より二名当番理事を置き毎週二回出勤するものとす、基金募集・予算及理事会決議の執行、理事会に提出する議案等総べて重要な事務に就ては専務理事及当番理事の協議を経ること、当番理事に今泉・宮西理事を推すことに可決、②基金募集の件、鍋島・三井・岩崎家、一般寄付募集関係、③秋季地方講演会準備・中央講演会毎月一回開会の外臨時講演会開催の件、地方講演会は山形・新潟両県に於て十月上旬の度に開催のこと、中央講演会は本月廿七日（土）本大学講堂に於て開催のこと、臨時講演会は臨時公開講義とし適當の時機に於て毎週一回回数回連続開講すること、④文部省へ申請中の国庫補助の件、文部当局に於ては大学令に依る大学とし他の私立大学と関連して補助を申請する方便宜なりとの意向あるに付右大学となすに付予科の改良及予科修業年限の延長等に関し利害得失調査の上決定のこと、⑤院友会の決議に関する件、第四項調査の上回答すること、⑥典故文献調査の件、典故文献調査を山本信哉氏に囑託し国体の本義を明瞭にする事を先にし次て冠婚葬祭等国礼の調査に着手のこと、⑦思想問題の調査等。これにより宮西惟助・今泉定介理事を当番理事とし、桑原専務理事に協力して拡張事務を推進することとした。

十月七日の理事会では、①國學院大學ヲ新大学令ニ拠ル大学トナスニ付予科ヲ二年トナシ来年度ヨリ実施セントスル件、右ニツキ大学ノ組織及講座ニ関スル案ヲ作成シ商議員会ニ諮詢スルコト、尚院友会ニ対シテハ将来大学令ニ拠ル大学トナス見込ナル旨回答スルコト、②三井・岩崎家寄付ノ件、③大阪維持講委員其ノ他ニ謝礼追加ノ件、曩ニ決議ヲ経タル物品（略）、一般會員ニハ扇面ニ先帝陛下ノ御製ヲ阪正臣氏又ハ千葉胤明・池辺義象氏間ニ揮毫ヲ依頼シテ之ヲ贈付スルコト、委員ニモ扇面ヲ添付スルコト等、を可

決し、ここに大学昇格へ向けて正式に始動したのであった。その基金の集纏に際し、岩崎家に対しては松方正義侯の斡旋等もあったことは忘れてはならない。

同二十一日の理事会は、①大学令による大学たらしむる準備として講座及学科課程の調査をなすため國學院大學學則改正調査委員を囑託すること、②山形県における講演会の講師選定と県知事との交渉の件、その他、典故文献の調査等に着手することを決め、講座と学科課程の調査のため學則改正調査委員に、上田万年・紀平正美・河野省三・清水平一郎・芳賀矢一・服部宇之吉・早川純三郎・三矢重松・宮川宗徳・八代国治の諸氏を、典故文献調査委員に植木直一郎・小林秀雄の両氏をそれぞれ委嘱して、漸次計画を進めた。

だが基本金の募集、特に文部省に供託する五十万円の集纏は苦勞の連続であつたが、皇室の御下賜金の中、向こう五か年分五万円を一時に賜ふことになり、更に文部省の国庫補助金向こう十か年分の十二万五千円をも一度に得ることが出来たことから愁眉が開け、理事会は財界その他諸方面に亘つて広く募金に努力することが出来る様になった。この結果、三井・岩崎両男爵家から各五万円、住友男爵家・安田善次郎氏が各三万円、藤田・古河両男爵家が各二万円、大谷嘉兵衛・安部幸之助・和田豊治・具島太郎の四氏が各一万五千円、島津・毛利両公爵家、前田・鍋島家その他から各一万円宛の寄贈を受けた。その他多くの篤志家の援助を得ることが出来た。

桑原専務理事は十月二十七日、院友会委員に対して理事会が院友会決議の趣意の如くに拡張計画を改めることに議決した旨を伝えた。これを受けて院友会は十一月二十九日、秋季大会の席で、岩崎春彦氏ら二

十二名が母校後援について、①院友は國學院大學を単科大学と為すにつきて要する基本金中に一人金百円以上を大正九年一月一日より五か年間に拠出すること、但一か年金二十円以上を拠出する事、一時に金額を出金すること固より妨なし、②右委員として各期二名委託する事、③総務委員五名を置く、総務委員は前項の委員これを選挙す、という三案の緊急動議を行った。座長の宮西惟助氏は所期の拡張計画を変更して単科大学の申請に至った経緯を説明した。芳賀学長は院友の後援を要請した。その後補足説明等が行われたが、この動議を満場一致で可決し、一期から二十七期卒業まで、各期二名ずつ五十四名の委員を指名した。これにより委員による募金活動が活発に展開されて大きな成果を上げることになり、予定額十万円を遥に超えた。これにより所定の供託金を用意することが出来たのである。学内の諸設備を鋭意整理し、必要書類を揃えて、ここに漸く大学令大学の昇格申請の準備が整ったのである。そして九年一月七日の理事会は「単科大学出願二関スル件 出願スルコトヲ可決」した。

一本所長の就任 就任以来、拡張計画に尽瘁された小松原英太郎所長が僅かに在任一年、本大学の大学令による大学昇格を見ずに病床の身となり、八年十二月二十五日に急性肺炎で逝かれた。享年六十八であつた。

芳賀学長は所長事務取扱を兼務し、大学昇格問題に対処することになったが、諸般の事務が山積していたため、後任所長の詮衡が急がれた。九年一月十三日、理事会は所長候補に法学博士穂積陳重氏を内決し、便宜上在京協議員の意見を聴取することになった。同十五日の協議員会では全員一致で賛成したが、多忙

な穂積氏であつたから、万一のことを考えて別に候補者を立てることにし、元文部・内務大臣で枢密顧問官の一木喜徳郎氏を第二候補に上げた。穂積氏は固辞されたので、理事会は一木氏を推した。しかし一木氏も固辞されたが、清浦奎吾顧問と早川純三郎理事の斡旋により、漸く受諾され、八月二十五日の協議員会では一木氏を満場一致で理事に推薦し、翌日の理事会で一木氏を所長に選定し、九月二十四日講堂で就任式を行った。

大学令による大学認可 國學院大學は九年二月九日、芳賀理事名で文部省に「皇典講究所寄附行為変更認可申請書」と「大学令大学認可申請書」を提出した。

財団法人皇典講究所理事文学博士芳賀矢一

文部大臣中橋徳五郎殿

本所寄附行為中別紙朱書ノ通り変更致度協議員ノ同意ヲ得候御認可相成度此段申請候也
程無くして文部省は「寄附行為」第二目的及事業のうち、第三条「本所ハ国学ノ講究及普及ヲ図ルヲ以テ目的トシ主トシテ左ノ事業ヲ行フ、一 本邦ノ典故文献ノ講究、一 國學院大學ノ設置、一 本所所定学階ノ授与、一 国学に關スル著作印行」とある第三・四号が大学令に抵触する虞があり、受理が困難であると伝えて来た。このため大学当局は急遽、三条全体を再検討して「第三条 本所ハ國學院大學ヲ設置シ学生ヲ養成シ本邦ノ典故文献ヲ講究スルヲ以テ目的トス」に改めて三月十二日に再提出した。この際、全協議員に書簡を送り意見を求めた。

大学令ニ拠ル単科大学設立認可申請中ノ処本所寄附行為第三条第三、四号ハ大学令ニ抵触ノ虞有之、現在ノマ、ニテハ願書受理難相成趣当局ヨリノ内達ニ基キ別紙ノ通り至急改正ノ必要相生ジ候條御賛否折返シ御回答相成度本所規則第四十六條ニ拠リ此段得貴意候 敬具

別紙には「皇典講究所規則」第四十六条（臨時協議員會開催と委任状に関する条文）及び第三条旧条項と改正条項を付記した。この寄附行為の改正は四月二十日に認可された。そして大学令大学の昇格は四月十五日付で認可され、本大学は名実共に完備した大学令大学に昇格し、竹田総裁宮の令旨に基づく拡張計画の一半は成就したのであった。当事者はもとより教職員・学生生徒・卒業生の喜びは大きく、しかしこれにより本大学は愈々学界及び教育界に重きを為すと同時に、更に学問の府としての責任を負うことになったのである。

文部省告示第二百六十九号

〔官報〕第二三〇九号、大正九年四月十六日

財団法人皇典講究所ニ於テ大学令ニ依リ國學院大學ヲ設立スルノ件大正九年四月十五日認可セリ

大正九年四月十六日

文部大臣 中橋徳五郎

この時、大学に昇格したのは二月五日付で慶応義塾大学・早稲田大学、四月十五日付で本大学の他、明治大学・法政大学・中央大学・日本大学・同志社大学であった。

大学令大学の発足

大学令による認可の見通しが付いた時、大学予科並びに高等師範科各一年生の募集を開始した。志願者は履歴書・卒業成績・品行証明書及び検定料一円を添えて出願した。また大学令によ

る単科大学の組織に改めたため、師範部を高等師範部に改称し、共に学年始めを四月とした。予科の試験科目は国語・漢文・英語、高等師範部は国語・漢文とした。試験の結果、予科三十九名、高等師範科五十名の合格者を発表した。

第一回入学式は四月十五日に行い、先ず新入生一同は校庭に参集して修祓に続き、宮中三殿（賢所・皇靈殿・神殿）を遙拝した後、式場に着座した。式は芳賀学長が勅語と令旨を奉読し、次いで新入生に対する心得を訓示し、誓詞に自署して終った。

学則の改正

大学令による単科大学として発足するに際し、前年の拡張計画に沿って学則・諸規則を改正した。即ち、「研究応用ニ須要ナル諸学科ヲ学修セシメ、国家有用ノ人物ヲ養成スル」目的に基づいて、大学部三年、予科二年、研究科二年とし、大学部は国史・国文・道義の三学科とした新学則は、「第一章、総則」（六条）・「第二章、学科及び試験規程」（大学学部Ⅱ十一条、予科Ⅱ四条、研究科Ⅱ六条）・「第三章、学年・学期・休業日」（三条）・「第四章、入学・在学・休学・退学」（十二条）・「第五章、入学検定料・入学金・授業料」（四条）・「第六章、給費・貸費」（九条）・「第七章、賞罰」（三条）の七章五十八条からなり、七月十日付で文部省の認可を得て、直ちに施行したが、授業料は十一年一月に至り、改定を行い、学部は年額九十円、予科は七十円に改め、同二十四日に認可となった。

新予科の発足

九年四月、新予科が発足した。河野省三主事が八月末に教授に転出したため、後任に堀

江秀雄氏が私立開成中学校（現開成高等学校）教員を辞して就任した。九月二十五日付で予科部長に小林秀雄教授、高等師範科部長に三矢重松教授を任命した。

旧制度の九年度の学年は、新大学令による学年度と歩調を合わせるために、翌十年三月で終らせ、第三学期相当部分を一・二学期中に繰込み、一学期分を短縮する措置を執って調整した。

新予科の発足に際して、本大学予科生の将来を憂慮した芳賀学長は一・二年生生徒に対して、「本大学は来年度より新制大学の学部を開設して、真の大学教育を授くる事になるが、諸子はやがて其の大学に学ばむとするなり、本大学は校舎狭隘にして設備も完からず、学生生徒の数多からずして、公立中学などの設備整うたる学校より本大学に来れる者は、時に不足を感じ、寂寥を覚ゆべし、我が国学史上の泰斗たる宣長翁は、松坂の矮小なる一室に閉ぢ籠りて専ら学問の研究に従事し、師の指導の如きも多くは文通の法に拠れりしかど、あれほどの大業を成就して、国学の新天地を開拓せられ、国民精神上に一大印象を遺されたり。校舎の狭隘などは、氣に懸くるに及ばじ、心を静めて学問するには、むしろ寂寥なる境地を可とせずや、諸子の学業に励精するとせざるとは、本大学の名誉にも命運にも関すること至大なり、当局に於ても、設備の完成には努力すべければ、諸子は安んじて専ら学業に勉めよ、就中外国語を十分に修めて、他日の素地を十分に作れ」といった趣旨の訓話を行い、学生諸子に「学問への道」を説いて大いなる感銘を与えた。

最初の教授会

大学令による大学に昇格したことにより、新たに「教授会規程」を制定し、十年十一月

十九日に文部大臣の認可を得た。この規程に基づき十一年三月二十二日、学部学科担当の教授・講師の打合せ会を開いた。これが本大学における最初の教授会である。出席者は次の二十二名であった。

和田英松・松本愛重・辻善之助・鹿子木員信・渡辺世祐・鳥居龍蔵・三矢重松・宮地直一・石幡五郎・松井等・伊木寿一・青戸波江・山崎麓・山本信哉・八代国治・小林秀雄・折口信夫・沢田章・金田一京助・河野省三・今井時郎・入沢宗寿。

芳賀学長は本大学の組織、学部の性質、学部学生の状況、学部授業の精神、学部と大学部及び高等師範部との関係、学部の試験、卒業、研究科の組織等について解説し、堀江主事が新年度開講講座の予定を紹介して意見の交換を行った。

学位授与の権限 大学令大学の認可を受けたことで、学位授与の権限を持つことになった。直ちに学位規程を制定して学位請求者に学位を授与する準備を整え、十年十一月十九日付で文部省の認可を得た。この規程により三矢重松教授に最初の学位を授与した。学位請求論文は「古事記に於ける特殊なる訓法の研究」であり、十二年七月九日付で学位令第三条により文学博士の学位を授与した。この学位規程は学制の改正により昭和三十八年三月を以って廃止され、同四月以降は新学位令によることになった。

新学部の発足 九年四月に入学した予科生が十一年三月に予科課程を修了し、四月から学部二十九名が進み、同十七日、新学部の授業を開講した。当初の講義課目と担当者は、

【道義学科】 Ⅱ 帝国憲法（上杉慎吉）・社会学（今井時郎）・国民道德*（教授河野省三）・宗教学（鈴木宗忠）・神道（田中義能）・神道書解題*（山本信成）・倫理学*（矢崎美盛）・礼典（青戸波江）・東洋倫理学史（佐川市助）・演習（祝詞宣命）

【国史学科】 Ⅱ 現代史（沢田章）・西洋史（教授小林秀雄）・安土時代史（渡辺世祐）・東洋史（第一革命以降）（松井等）・南北朝史*（八代国治）・東洋史*（北方民族）（箭内亘）・神祇史*（宮地直一）・日本文明史（辻善之助）・史籍解題*（和田英松）・古文書学（伊木寿一）・史学研究法（教授小林秀雄）

【国文学科】 Ⅱ 国語学*（三矢重松）・祝詞宣命（下田義照）・源氏物語（三矢重松）・漢文学史（塩谷温）・文学概論（石幡五郎）・詩経（書経）（池田四郎次郎）・近世文学史（江戸）（藤村作）・老子（莊子）（宮内黙藏）・日本文学史（文化・文政）（教授山崎麓）・易经（礼記）（内田周平）・言語学（金田一京助）・万葉集（折口信夫）・日本書紀*（松本愛重）

【参考学科目】 Ⅱ 哲学概論*（鹿子木員信）・仏教概論*（島地大等）・人類学*（島居龍藏）・西洋哲学史*（教授今福忍）・比較神話学*（松村武雄）・民法（中川善之助）・日本美術史*（藤懸静也）・教育学（入沢宗寿）（*印は新学部において単独に開講したもの）

であった。この内、今福・山崎氏を十一月四日付で教授、島居・中川氏を新たに講師に委嘱した。しかし十一年度を以て小林教授と、講師の上杉・矢崎・佐川・鹿子木・中川の諸氏が退任したため、十二年度には青戸・松本・宮内講師を専任教授、田中・山本・沢田・斎藤・渡辺・八代・宮地・和田・伊木・藤村・金田一・内田・島居・島地講師を兼任教授に委嘱し、また新学部教授に小柳司氣太（東洋哲学・哲学史）・

植木直一郎（日本法制史）・内藤智秀（史学研究法・西洋史）・西田宏（西洋文学史）、同十月には金沢庄三郎（国語学）・金子元臣（国文）、兼任教授に笈克彦（国民道德）・荻野伸三郎（日本宗教史）・森田鉄三郎（西洋史）、兼任講師に井上孚磨（帝国憲法）・土屋幸正（倫理学・西洋倫理学史）・見尾勝馬（西洋哲学史）・高野辰之（国文学史）・太田善男（西洋文学史）・山田準次郎（行政法）・田辺尚雄（音楽通論）・植松安（図書館学）・松下大三郎（国語学）の諸氏を委嘱し、教授陣の強化と講座の充実を図った。同年度において松本教授が有職故実、鳥居教授が考古学を開講した。しかし明治三十二年度から二十四年間、漢文科を担当した内田教授が同十二月に辞任した。

『日本書紀古本集影』の刊行

『日本書紀』は元正天皇の養老四年（七二〇）五月二十一日に撰進されて、大正九年（一九二〇）を以て千二百年を迎えるに当り、本所は記念会を発起し、講演会と『日本書紀』の古本展覧会を開催すると共に、『日本書紀』の抄録解説を記念出版することを決め、八年六月にその準備に着手した。本所は、『日本書紀』の編纂を主宰し、これを完成させたのが舍人親王（天武天皇第五皇子）であり、その祭祀と勅撰国史に関わる事業のため、このことを宮内省に具申したところ、九年五月十八日、金三百円の御下賜の御沙汰があった。

五月二十二日、東京帝国大学法学部八角講堂で記念祭典と講演会を開催した。講演は芳賀矢一学長「日本書紀に就いて」、白鳥庫吉博士「東洋史上より観たる日本書紀の価値」、黒板勝美博士「日本書紀撰修の由来」の三氏が講じた。来会者は五百余名を数えた。

「日本書紀古本展覽会」は翌二十三日、本大学講堂で開催した。来観者は六百余名に上った。二十六日、聖旨により黒板勝美・五味均平の両氏は展示品の中の稀覯本数点を持って宮殿に赴き、西溜間の廊下で皇后陛下、皇太子殿下、淳宮殿下（秩父宮雍仁親王^{やすひと}）の台覧に供し、解説申し上げた。

今日伝来する中から特に重要なものを選び、解説を付して十二月に影印本『日本書紀古本集影』を刊行した。

徴兵猶予の認定

大学令による大学として発足したことで、学生の在学中の徴兵猶予（「徴兵令第十三条」の特典を得るために十年二月一日、学校の沿革・学則・教授陣容等の書類を整えて中橋徳五郎文部大臣と田中義一陸軍大臣宛に出願し、同三月三十一日付で東京府を経由して達せられた。但し選科生と聴講生は除外された。これにより一年志願兵の入営延期が認められ、満二十六歳まで学業に打込むことが出来る様になった。

教員の無試験検定

大学令大学として発足するに際して、新制度による卒業生に対する中学校・師範学校・高等女学校における修身科・国語科・漢文科・歴史科教員の「中等学校教員試験検定規程」、並びに高等学校高等科における修身科・国語科・漢文科・日本史及び東洋史科教員の「高等学校教員無試験検定規程」を定めて申請した。十三年一月二十二日付を以って予科修了者には英語科の中学校教員無試験検定資格の認可、同日学部卒業生には中学校の修身科・歴史科・国語科の無試験検定の指定を受け、四月九日

（大正八年文部省告示第二七四号による）には学部卒業生に対して高等科の修身科・国語科・日本史及び東洋史の無試験による教員免許の指定を受けたが、高等教員の漢文科は認められなかった。また昭和五年四月二十五日に至り、大学予科において英語を以って入学し、主に英語を修め、学部においても外国語二単位以上を選修した学部卒業生には英語科中等教員無試験検定が許可された。

臨時専攻科の設置

卒業生が日本歴史（のち、歴史に変更）と国語（のち、国語漢文）の中等教員無試験検定の指定を受けたのは明治三十二年七月であったが、本大学の修業年限が他の教員養成機関に比べて短いにも拘らず、文部省がこれを認可したのは、本大学の特色及び教育内容の充実と成果を高く評価してのことに他ならない。しかし学力不十分と認められた者に対し、更に一年間の勉学期間を設け、学力ある教員として世に送るため、研究科内に臨時専攻科を設くことを計画し、十年十二月二十七日文部省に臨時専攻科規程を提出、翌十一年一月には認可願を文部大臣宛に提出し、三月二十五日付で認可となった。

しかし高等師範部規程を改正した際、臨時専攻科規程も修正を加え、十二年十一月二十六日付で認可されたが、この規程は昭和四年十一月に高等師範部規程の改正の折、同部の専修科として昭和七年度まで継続した。

本大学では学生生徒の学力の向上、人格の陶冶について深甚なる考慮を回らし、真に本大学の卒業生たる実力を持って社会の各方面に送ったので、本大学の声価は日に日に揚ったが、教育界における名声もこうした地道な努力の積み重ねの結果に他ならない。

付属高等師範部と改称

短期に中等教員を養成するために大学部の他に高等師範部を付設して来たが、大学令による大学になったことで、九年五月十八日、従来の師範部を高等師範科に改称して陣容を一新した。更に専門学校令による大学部が九年度から募集を停止、十二年度を以って廃止するに際して、高等師範科に改訂を加えて國學院大學付属高等師範部と改称し、規程も改め、十二年十一月二十六日に認可された。即ち、新たに漢文の教授を加えて、同部の目的を「第一条 高等師範部ハ道義・国史・国文・漢文ヲ教授シ、併セテ汎ク是ガ研究応用ニ須要ナル諸学科ヲ修メシメ、以テ中等学校教員タラントスル者ノ為ニ資スル所トス」とした。これにより国語漢文科の中等教員資格取得を容易にしたが、修業年限は従来通り三か年（第二条）であつた。

「源氏物語全講会」の創始

三矢重松教授を中心に本大学関係者有志が發起人となつて十年四月、「源氏物語」を全部講義する計画をたて、六月から毎週土曜日に開講した。だが三矢教授が十二年七月十七日に五十三歳で逝去したあとは、門下の折口信夫教授が継承した。折口教授が昭和二十八年九月三日に六十六歳で逝くと、今泉忠義教授（五十一年十一月四日没、七十六歳）が担当した。

鍋島副總裁の薨去

副總裁鍋島直大侯は芳川顯正伯の後任として、本所・本大学が最も危機に瀕していた明治四十四年三月に所長・学長に就任、大正七年四月には副總裁に推戴され、爾来、温厚なる人徳を以つて職員を指導して漸くその頽勢を挽回されるなど、本所・本大学の再建に尽されたが、十年六月十八日に薨

去された。七十六歳。

渋谷移転を決定

飯田町校地は皇典講究所・國學院大學にとって発足の由緒ある土地であったが、大学として施設の充実を期すためには、余りにも狭隘であり、周囲も年々發展して喧騒を加え、必ずしも學術研究の場所に相應しい環境とは言えなくなった。本大学の全学移転問題は明治三十五年頃から課題になっていたが、ここに及んで校地の移転が喫緊の問題となった。

桑原専務理事と和田豊治理事を中心に新校地を求めて奔走し、一時は新宿御苑の一部、あるいは学習院隣接の目白台などが候補地に挙げられたが、結局、渋谷氷川裏の常磐松御料地を候補地に卜し、宮内省から払下げの内諾を得るに至り、譲渡価格等の交渉を行った。

十年十二月、移転問題と並行して大学の拡張計画を進捗せしめるため、募金業務を専業とする拡張課の設置を計画した。翌十一年一月十三日の協議員会において拡張課の設置と渋谷移転が決議され、拡張課長に菊池武文主事を任命した。二月十三日の理事会において「本所敷地及建物（振武館ヲ除ク）ヲ手取金三十万円ニテ売却スルコト」を決議し、その代金を以って渋谷御料地に移転することとした。三月三十一日本所は正式に御料地（二千七百坪、八、九二五・七^m）払下げを宮内省に申請した。飯田町の校地校舎の処分問題は進捗したが、宮内省からの正式指令が容易に降りなかった。漸く十月三日付で許可書が下付され、同十三日、売買契約書を作成して提出し、ここに総ての法的手続きを終えた。その全価額は十五万四千元であった。

校地校舎の売却

飯田町校地校舎は日本医学専門学校（現日本医科大学）の中原徳太郎校長が買受けて希望し、和田豊治理事が折衝に当った。和田理事は十一年三月二十八日の理事会で中原校長が価額三十万円で購入したいとの申し入れについて報告し、協議の結果、理事会はこの交渉を進めることを申し合わせ、四月二十八日には協議が成立し、内金五万円を領収した。次いで五月十八日の理事会で和田理事は、中原校長の「買収費残額二十五万円の授受は、来る十日に十万円、所有権譲渡登記の当日十五万円渡すこととして契約したい」との希望を報告した。協議の上、これを決議し、ここに本大学と日本医学専門学校との間に売買契約が成り、十月十七日に正式に契約書を取交わした。

渋谷校舎の建築と移転

飯田町校地校舎の売却の目処がついた五月十八日、理事会は、新校舎の建坪約三七〇坪（一、一二三^二/_m²）、延坪約千坪（三、三〇五・八^二/_m²）、三階建の建築とし、その設計監督を真水英夫技師に嘱託することなどを正式に決めた。真水技師は元文部省技官で、上野帝国図書館の建設等の担当者として知られる。同技師の設計に基づく図面・仕様書により七月十五日、清水組・日本土木（大倉土木組）・鴻池組の三社による入札を行い、鴻池組を落札者に決め、二十一万九千五百円で請負わすことにした。これにより本大学は十二年四月の新学期を移転の目標に掲げて工事を進めることにし、文部省に校舎新築と所在地変更を出願し、八月七日に認可を得た。日本医学専門学校とは正式売買契約以前であったが、帝室林野局の内諾を得て八月二十九日に渋谷校舎建築の地鎮祭を執り行った。

十二年（一九二三）五月、西方遙に富士の霊峰を仰ぎ、静寂な佇まいを見せる渋谷の岡に新校舎が完成

した。鉄筋コンクリート造り三階建て、建坪三七六坪六八（一、二四五^二㎡）、延坪九九八坪六〇（三、二九七・九^三㎡）、建築費は最終的に三十一万三千四百九十八錢五厘であった。五月十九日から移転を始め、二十二日には、永年に亘る冥護の感謝のため、氏神たる村社の築土神社に奉幣、また渋谷移転に際して、同地の氏神村社氷川神社に永久の靈守を祈念し、玉串を奉奠した。次いで新校舎三階の大教室で移転式を挙行し、六月一日から新校舎での授業を開始した。因みに平成十五年（二〇〇三）は移転八十周年を記念する年である。

最後の記念式

従来、本所・本大学の開校記念日は、國學院が設立認可された七月七日とし、多くはこの日を以って卒業式を挙行して来たが、今回の学則改正により十一年から、当初の皇典講究所開校式日の十一月四日に改め、開校記念式典を行うことに定めた。

これにより十一年の開校記念式は十一月四日に行い、それは創立四十周年を記念するものであり、また発祥の地における最後の式でもあった。

式は修祓、三殿遙拝に続き、桑原芳樹専務理事が所長・学長に代って勅語及び令旨を奉読し、次いで四十年前、学生としてこの庭に学んだ往時を追憶し、深き感激裏に式辞を述べ、教職員を代表して三矢重松教授が学校の変遷を語り、来賓総代の平山成信氏が、今日の時勢は世道人心の指導のため、本所・本大学の任務は極めて重いと述べ、熱田神宮宮司野田蒼磨氏が祝辞を朗読した。次いで学生総代今泉忠義が学生としての責任と抱負とを述べて祝賀の辞に代えた。最後に桑原専務理事の音頭で両陛下並びに本所・本大学の

万歳を三唱し、祝酒と記念の紅白の餅を配って四十周年記念式を閉じた。

飯田町最後の卒業式

本所・本大学発祥の地における最後の卒業式（三十一回）を十二年三月二十六日に大講堂で行った。北白川宮総裁はフランスに留学中のため、御使を差遣された。一本喜徳郎所長が教育勅語と憲法発布勅語を奉読、芳賀矢一学長が卒業証書を授与し、優等卒業生に賞品を贈呈した。総裁宮御使の山辺事務官が最優秀者の今泉忠義と吉田留に賞品を授けた。学長の告辞、文部大臣・内務大臣の祝辞、来賓嘉納治五郎氏、院友総代菊池武文氏の祝辞が続き、卒業生総代の今泉忠義が答辞を述べた。

北白川宮総裁の薨去

総裁北白川宮成久王殿下は十年十一月二十九日神戸港を出帆して欧州に遊学されたが、十二年四月一日、房子妃殿下並びに朝香宮鳩彦（やすひこ）王殿下と共にフランス・ベルネー付近で自動車事故に遭われ薨去された。妃殿下と朝香宮殿下は重傷を負われた。本所・本大学は悲報を拝聴して直ちに所長以下が宮邸に参殿して御弔問を申し上げた。宮邸での十日祭には桑原専務理事が司祭長を奉仕した。五月三十日、教職員・学生生徒は御靈柩の悲しい帰朝を東京駅にお迎えした。

国法科設置計画

七年十二月、鍋島副総裁・小松原所長・芳賀学長の連名を以って拡張趣意書及び拡張計画を公表したが、その第一期事業は「道義科ノ設置、研究科ノ改良拡張」等、第二期事業は「国法科設置」であった。第一期の道義科は既に開設を見たが、第二期の国法科は設置に至っていないかった。その実

現を目指すには校地の拡張が必要であった。ここに於いて一本所長は十二年七月二十五日、帝室林野管理局長宛に、大学に隣接する御料地二千坪（六、六一・六^m）の払下げ申請を行った。しかし林野管理局は許可しなかった。国法科の設置計画はここに頓挫した。

関東大震災

発祥の地・飯田町から渋谷の岡に移転して三か月経った九月一日、関東地方を大地震が襲った。帝都の大半は諸所からの出火により忽ち烏有に帰し、その被害は甚大であった。本所が建てた飯田町校舎も炎上した。新校舎は竣工して未だ日が浅いこともあって、西側の二・三階が崩壊した。偶々、第一銀行にいた桑原専務理事は、瞬時にして交通機関が停まったため、徒歩で大学に戻り、泉田荒吉書記（のち熱田神宮権宮司）と共に校舎の内外を巡検し、被害状況を調べ、所長に報告した。

新校舎を設計監督に当たった真水技師も駆け付けて直ちに被害状況を調べ、十月九日に報告書を一本所長に提出し、復旧費の概算（約十万円、工事期間約十か月）について意見を具申した。桑原専務理事は十一月十六日の理事会で被害状況を報告し、教育に支障が生じないよう注意を払いながら復旧工事に着手した。その費用は十三万八百三十六円四銭に上り、工事費は十三年度の基本金から支出した。文部省からは十三年中に二回に亘り大震災応急費として合計八万七千円の貸付けを受けた。この低利資金は五か年の据置で、大正十八年以降三十か年の返却、五か年間の無利子であった。十三年十一月二十五日、遅れていた新校舎竣工式を漸く挙行した。

本大学関係者の被害状況は桑原専務理事、河野省三教授等が火災により家屋を焼失した。今福忍教授は

家屋倒壊により家族二人と共に厄に遭われた。学生生徒の罹災調査結果によると、全壊五、全焼七十三とある。しかし退学者、死亡者は一人も無く、本大学は比較的被害軽少であった。このため九月三日には授業を再開することが出来た。

久邇宮邦彦王総裁の推戴式

新校舎竣工式の十三年十一月二十五日は大勲位久邇宮邦彦王（元帥、陸軍大将）の総裁推戴式でもあった。理事会は十二年七月十二日、故北白川総裁宮の後任として久邇宮殿下を推戴することに決し、宮殿下に懇請したところ、幸いにも同十月二十五日に快諾された。推戴式は直ちに挙行すべきであったが、当時、震災を蒙った校舎の復旧工事を急いでいたため、暫く猶予を願い、この日に至って漸く推戴式と校舎の復旧工事竣工式を挙げた。因みに香淳皇后（良子女王）は久邇総裁宮の第一女子である。また学生生徒の自治組織である学友会はこれらを記念して大運動会を開催した。

校旗・校歌・襟章の制定

久邇総裁宮の推戴式、並びに新校舎竣工式の挙行と共に、この盛典を祝して校旗・校歌・襟章を制定した。

十三年二月二十六日、桑原専務理事は主事堀江秀雄・予科部長松井等・高等師範部長島野幸次・学生監太田虎一ら諸氏と会い、学生監督・精神作興について協議した折、服制の励行・教室の整理・風紀の振興と共に校旗・校歌・襟章の制定も話し合った。そして十一月二十五日の総裁推戴式並びに新校舎竣工式の当日、校旗を掲げ、校歌・襟章を発表した。

校旗は幅一^{メートル}、天地六五^{センチ}で、赤紫に染めた生地中央に、金糸で「國學」の二字を刺繡し、四囲には金のモールを施した。この校旗は学生生徒の醸金によって調整された。この校旗の赤紫色は平成十二年十一月六日の常務理事会で正式に機関決定した。現在の校旗は昭和六十二年に代旗として作製した。ちなみにこの「國學」の二文字を使用した端緒は、既述した様に、國學院草創期の「同窓会雑誌」を「國學」と題したのに始まり、それは明治四十一年十二月二十八日付発行から「新國學」に変更したが、制帽は当初から「國」の一字であった。次いで三十五年十一月に行われた連合同級会で、制帽・徽章改定の要望が学生側から出され、それを学校側が受入れて、ここに「國學」の二字を用いることになったのである。襟章は、楯に象った「國」の字のままで、大学部が紺色、予科が桃色、高等師範部が緑色で、小柳司氣太教授のデザインによると伝えられている。

校歌は芳賀学長が作詞、本居長世氏が作曲した。芳賀学長は、芳麗生・龍江と号された歌人でもあった。国定教科書の執筆と共に文部省唱歌の作詞を数多手掛けていたこともあり、学生代表から校歌作詞を頼まれた。当初、固辞したが、「作詞者不詳」を条件に引受けて作詞した。出来あがった歌詞には、見事に建学の精神がうたい込まれていた（草薙金四郎氏（第三十四期、大正十五年、高師卒）の便りによる）。一方、本居氏は本居宣長の系譜に連なる六代目で、本所・本大学で長く国文学を講じた本居豊穎の孫に当り、明治四十一年に東京音楽学校（東京芸術大学）を卒業、四十四年同校助教・邦楽調査委員を兼任し、音楽教育に当った。在学中、幸田露伴の妹延にピアノを習い、更にハイドリッヒ・ケーベル等に師事した。邦楽の研究に打ち込み、三味線の名手でもあった。邦楽を基礎とした新国歌の創造を目的として、大正三年に教

職を去り、作曲家に転じ、特に童謡の普及に努め、「赤い靴」「七つの子」「通りゃんせ」等の名曲を作ったことで知られる。

江木千之所長の就任

一本所長は十三年一月、枢密院副議長に任ぜられ、公務多忙になったため、十四年二月に所長を辞任し、理事として努力する旨を申し出られたため、同三日の理事会で、後任に江木千之理事を推すことを決め、江木理事に所長就任を要請した。氏は同二十四日に至り、就任を承諾された。氏は文部省出身で、貴族院議員、文部大臣を歴任し、当時は枢密顧問官の要職にあった。文部行政に通曉し、教育には一見識を持ち、本所・本大学の目的に共鳴する所があり、七年七月に本所顧問、次いで理事となつて拡張計画に参画・協力されていた。一本理事は更に宮内大臣に親任されたので理事を辞任した。後任理事に市来乙彦前大蔵大臣を選定したが固辞されたため、内藤久寛理事の斡旋により大蔵大臣井上準之助氏を推薦し、九月二十日選定した。

最初の文学士

十四年三月二十日、大学令による大学になつて初めて予科二年・学部三年の課程を修了した卒業生を送ることになった。従前の大学部卒業生は「國學院文学士」と称したが、三十三期の学部卒業生から大学令により「文学士」を称することになった。第一期卒業生は大学部道義科四名、国史科十名、国文科十四名、高等師範部一一五名、臨時専攻科八名、予科修了者四十三名、教習科甲種二十一名、乙種四十三名であつた。國學院大學最初の文学士は大いに囑望され、久保寺逸彦・小柴值一・高崎正秀・中島

悦次・細川清・宮良当壮等多くの学者を輩出した。

道義学会の発足

大学令により開設した大学部道義学科の第一期卒業生を十四年三月二十日に送り出したのを機に、同年秋、同学科学生を中心として、関係講師を特別会員とする道義学会を設立し、十五年六月十二日に第四回例会を道義学科研究室で開催した。会長に寛克彦博士が就任した。

